

掲示事項（介護予防）訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	イワムロリハビリテーションビヨウイン ホウモンカンゴステーション							サービスの種類	（介護予防）訪問看護	
	事業所名 岩室リハビリテーション病院 訪問看護ステーション							事業所番号	1560190397	
所在地	〒953-0104							フリガナ	カクショ ミユキ	
	新潟市西蒲区岩室温泉772-1							管理者	角所 美幸	
連絡先	電話番号	0256-82-4831					FAX番号	0256-82-4288		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日 年末年始（12月29日～1月3日） お盆	
	休	○	○	○	○	○	休	休		
営業時間	平日	8:30～17:15							備考	営業時間内は、電話により常時連絡対応可能です。
	土曜日	-								
	日曜・祝日	-								
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分（別掲）						
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額（別掲）						
その他の費用										
通常の事業の実施地域	新潟市、燕市、弥彦村、長岡市									
	備考									

従業員の勤務体制

職 種	員 数	
	常 勤	非 常 勤
保健師		
看護師	2	
准看護師	1	
理学療法士	2人以上	
作業療法士	2人以上	
言語聴覚士		0.5人以上

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地

単価 10.21 円

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です(一定以上の所得のある方は負担割合が2割又は3割になります)。

《訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(314)	3,205 円	321 円	641 円	962 円	3,205 円
	30分未満	(471)	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円	4,808 円
	30分以上1時間未満	(823)	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円	8,402 円
	1時間以上1時間30分未満	(1,128)	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円	11,516 円
理学療法士等が行う訪問看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100	(294)	3,001 円	301 円	601 円	901 円	3,001 円

《介護予防訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

取扱要件	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合)	(303)	3,093 円	310 円	619 円	928 円	3,093 円
	30分未満	(451)	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円	4,604 円
	30分以上1時間未満	(794)	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円	8,106 円
	1時間以上1時間30分未満	(1,090)	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円	11,128 円
理学療法士等が行う訪問看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は50/100	(284)	2,899 円	290 円	580 円	870 円	2,899 円

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

加算・減算	単位	基本利用料	利用者負担金				
			法定代理受領分			法定代理受領分以外	
			(1割)	(2割)	(3割)		
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき)	30分未満の場合	(254)	2,593 円	260 円	519 円	778 円	2,593 円
	30分以上の場合	(402)	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	4,104 円
複数名訪問加算Ⅱ(1回につき)	30分未満の場合	(201)	2,052 円	206 円	411 円	616 円	2,052 円
	30分以上の場合	(317)	3,236 円	324 円	648 円	971 円	3,236 円
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行う場合(1回につき)	(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円	
初回加算Ⅰ(1月につき)	(350)	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円	3,573 円	
初回加算Ⅱ(1月につき)	(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円	
退院時共同指導加算(1回につき)	(600)	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	6,126 円	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の10%が減算されます						
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	上記基本利用料の15%が減算されます						
サービス提供体制強化加算Ⅰイ・ロ(1回につき)※	(6)	61 円	7 円	13 円	19 円	61 円	

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口でお受付する他、下記の機関に申し立てることが出来ます。

事業所相談窓口	岩室リハビリテーション病院 訪問看護ステーション	電話番号 0256-82-4831
苦情受付機関	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022
	新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1278
	燕市健康福祉部長寿福祉課介護保険係	電話番号 0256-77-8177
	弥彦村住民福祉課福祉介護係	電話番号 0256-94-3133

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1 有り	実施日	令和 年 月 日		
		評価機関名称			
		結果の開示	1 あり	2 なし	
② 無し					